

# 公 告

関税法第69条第1項に基づき、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約」附属書Ⅰ、附属書Ⅱ及び附属書Ⅲに掲げる種（附属書Ⅰ、附属書Ⅱのうち日本国が留保を付しているものを除く。）の標本（同条約第1条（b）に規定する標本をいう。）に該当する輸入貨物の下記検査場所について、平成25年6月30日をもって指定を取消するので公告する。

## 記

| 検査場所の名称                          | 所在地                 |
|----------------------------------|---------------------|
| (1) 博多税関支署福岡外郵便出張所               | 福岡市東区蒲田四丁目<br>13－70 |
| (2) 博多税関支署福岡外郵便出張所管轄<br>区域内の保税地域 |                     |

平成25年6月27日

博多税関支署長 宮田 和裕